

藍住町告示第65号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定に係る契約を予定しているので、藍住町財務規則(昭和36年規則第14号)第112条の3第1項第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月23日

藍住町長 高橋 英夫



ア 契約に係る役務の名称等

- ① 藍住町合同庁舎清掃業務
[役務の概要] 藍住町合同庁舎(1階から6階まで)の床、トイレ等の清掃業務
- ② 藍住町合同庁舎等清掃業務
[役務の概要] 藍住町合同庁舎周辺(職員駐車場を含む)、藍住町総合文化ホール周辺及び藍住町立図書館周辺の屋外清掃及び藍住町立図書館(2階部分を含む)の床、トイレ等の清掃業務

※役務内容の詳細については、担当課へ問い合わせること

イ 契約の相手方の決定方法

- ① 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから、指定する期限までに見積書の提出があった者のうちから、藍住町に居住する高年齢者等の雇用安定に最も寄与すると思われる者を契約の相手方とする。ただし、通常一般的な業務提供単価等に比して、単価等が高額と判断された者は、契約の相手方としない場合がある。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する就労移行支援又は就労継続支援を行う事業を行う施設から、指定する期限までに見積書の提出があった者のうちから、藍住町に居住する者に対する就労移行支援又は就労継続支援に最も寄与すると思われる者を契約の相手方とする。ただし、通常一般的な業務提供単価に比して、単価等が高額と判断された者は、契約の相手方としない場合がある。

ウ 見積書の提出方法

契約単価及び契約に関して必要な経費を提示した書面を、提出期限までに担当課へ提出すること。

なお、提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期限までに到着していること。

提出期限 令和8年3月30日(月)

エ 担当課名

藍住町 総務課
電話 088-637-3111 FAX 088-637-3154
電子メールアドレス soumu@aizumi.i-tokushima.jp
〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1